

建 業 第 24 号
建 技 第 79 号
平成 26 年 5 月 1 日

交通基盤部各課長 様
交通基盤部出先機関の長 様
各農林事務所の長 様

交通基盤部長

静岡県交通基盤部建設工事成績優良者等入札試行要領及び
同試行要領の運用の一部改正について（通知）

このことについて、別添のとおり静岡県交通基盤部建設工事成績優良者等入札試行要領及び同試行要領の運用を一部改正し、平成 26 年 5 月 1 日から適用することとしたので、適切な運用に努めるよう依頼します。

記

添付書類

- 1) 静岡県交通基盤部建設工事成績優良者等入札試行要領
- 2) 新旧対照表
- 3) 静岡県交通基盤部建設工事成績優良者等入札試行要領の運用
- 4) 新旧対照表

担 当 建設業課指導契約班
電話番号 054-221-3059
担 当 建設技術監理センター技術支援第3班
電話番号 054-268-5004

静岡県交通基盤部建設工事成績優良者等入札試行要領

(目的)

第1条 この要領は、建設技術の向上と公共工事の品質確保の促進を図るため、静岡県交通基盤部が所管する建設工事において優れた成績を修めた者（以下「交通基盤部建設工事成績優良者」という。）や優良建設工事等表彰者の入札機会を増やすことにより、工事の品質向上へのインセンティブを与える入札（以下「建設工事成績優良者等の入札」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 建設工事成績優良者等の入札は、交通基盤部が所管する工事において次に定める土木一式工事を発注しようとする場合に適用する。

- (1) 比較的工事難易度が高い工事
- (2) 工事制約条件が多い工事
- (3) シンボル的な工事
- (4) 発注者が建設工事成績優良者等の入札に基づき執行することが適切であると認める工事

(入札に参加する者に必要な資格)

第3条 建設工事成績優良者等の入札に参加する者に必要な資格は、次の(1)又は(2)の条件を満たし、かつ、当該年度及び前年度に入札参加停止処分を受けていないこととする。

- (1) 次の選定基準により、当該年度に交通基盤部建設工事成績優良者として選定された者。
 - ア 土木一式工事の県ランクがA、B又はC等級であること。
 - イ 県内に主たる営業所を置いていること。
 - ウ 過去3か年度に完成した交通基盤部が所管する土木一式工事で請負金額が500万円以上の工事（以下、「選定対象工事」という。）が2件以上あり、かつ、その中に工事成績評定が64点以下となる工事实績がないこと。
 - エ 選定対象工事の工事成績評定が優秀であること。
- (2) 当該年度及び過去2か年度に交通基盤部の優良建設工事等の表彰実績があり、次の基準を満たす者。
 - ア 土木一式工事の県ランクがA、B又はC等級であること。
 - イ 県内に主たる営業所を置いていること。
 - ウ 表彰実績が土木一式工事であること。
 - エ 選定対象工事において、工事成績評定が64点以下となる工事实績がないこと。

(選定及び発表)

第4条 選定基準に基づき選出された交通基盤部建設工事成績優良者は、交通基盤部長から関係する出先機関の長に通知するとともに、県ホームページに掲載するものとする。

(入札方式等)

第5条 建設工事成績優良者等の入札は、次により行うものとする。

- (1) 原則として、制限付き一般競争入札とする。
- (2) 入札公告に建設工事成績優良者等を対象とする入札であることを明記する。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

1. この要領は、平成20年5月9日から施行する。
2. この要領の施行に伴い、静岡県農業水産部建設工事成績優良者選定要領（試行）（平成18年8月3日）は廃止する。
3. この要領の施行に伴い、静岡県農業水産部建設工事成績優良者等入札要領（試行）（平成18年8月3日）は廃止する。
4. この要領の施行に伴い、静岡県環境森林部建設工事成績優良者選定要領（試行）（平成18年8月3日）は廃止する。
5. この要領の施行に伴い、静岡県環境森林部建設工事成績優良者等入札要領（試行）（平成18年8月3日）は廃止する。

附 則

この改正は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成26年5月1日から施行する。

新旧対照表

旧要領	新要領
<p style="text-align: center;">静岡県交通基盤部建設工事成績優良者等入札試行要領</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この要領は、建設技術の向上と公共工事の品質確保の促進を図るため、静岡県交通基盤部が所管する建設工事において優れた成績を修めた者（以下「交通基盤部建設工事成績優良者」という。）や優良建設工事等表彰者の入札機会を増やすことにより、工事の品質向上へのインセンティブを与える入札（以下「建設工事成績優良者等の入札」という。）について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(対象工事)</p> <p>第2条 建設工事成績優良者等の入札は、交通基盤部が所管する工事において次に定める土木一式工事を発注しようとする場合に適用する。</p> <p>(1) 比較的工事難易度が高い工事。_</p> <p>(2) 工事制約条件が多い工事。_</p> <p>(3) シンボリックな工事。_</p> <p>(4) 発注者が建設工事成績優良者等の入札に基づき執行することが適切であると認める工事。_</p> <p>(入札に参加する者に必要な資格)</p> <p>第3条 建設工事成績優良者等の入札に参加する者に必要な資格は、次の(1)又は(2)の条件を満たし、かつ、当該年度及び前年度に入札参加停止処分を受けていないこととする。</p> <p>(1) 次の選定基準により、当該年度に交通基盤部建設工事成績優良者として選定された者。</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 土木一式工事の県ランクがA、B又はC等級であること。</p>	<p style="text-align: center;">静岡県交通基盤部建設工事成績優良者等入札試行要領</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この要領は、建設技術の向上と公共工事の品質確保の促進を図るため、静岡県交通基盤部が所管する建設工事において優れた成績を修めた者（以下「交通基盤部建設工事成績優良者」という。）や優良建設工事等表彰者の入札機会を増やすことにより、工事の品質向上へのインセンティブを与える入札（以下「建設工事成績優良者等の入札」という。）について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(対象工事)</p> <p>第2条 建設工事成績優良者等の入札は、交通基盤部が所管する工事において次に定める土木一式工事を発注しようとする場合に適用する。</p> <p>(1) 比較的工事難易度が高い工事</p> <p>(2) 工事制約条件が多い工事</p> <p>(3) シンボリックな工事</p> <p>(4) 発注者が建設工事成績優良者等の入札に基づき執行することが適切であると認める工事</p> <p>(入札に参加する者に必要な資格)</p> <p>第3条 建設工事成績優良者等の入札に参加する者に必要な資格は、次の(1)又は(2)の条件を満たし、かつ、当該年度及び前年度に入札参加停止処分を受けていないこととする。</p> <p>(1) 次の選定基準により、当該年度に交通基盤部建設工事成績優良者として選定された者。</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 土木一式工事の県ランクがA、B又はC等級であること。</p>

イ 県内に主たる営業所を置いていること。

ウ 過去3カ年度に完成した交通基盤部等（建設部、産業部及び空港部を含む。以下、同じ。）発注の土木一式工事で請負金額が500万円以上の工事（以下、「選定対象工事」という。）が2件以上あり、かつ、その中に工事成績評価が64点以下となる工事实績がないこと。

エ 選定対象工事の工事成績評価が優秀であること。

(2) 当該年度及び過去2カ年度に交通基盤部等の優良建設工事等の表彰実績があり、次の基準を満たす者。

ア 土木一式工事の県ランクがA、B又はC等級であること。

イ 県内に主たる営業所を置いていること。

ウ 表彰実績が土木一式工事であること。

エ 選定対象工事において、工事成績評価が64点以下となる工事实績がないこと。

(選定及び発表)

第4条 選定基準に基づき選出された交通基盤部建設工事成績優良者は、交通基盤部長から関係する出先機関の長に通知するとともに、県ホームページに掲載するものとする。

附 則

1. この要領は、平成20年5月9日から施行する。
2. この要領の施行に伴い、静岡県農業水産部建設工事成績優良者選定要領（試行）（平成18年8月3日）は廃止する。
3. この要領の施行に伴い、静岡県農業水産部建設工事成績優良者等入札要領（試行）（平成18年8月3日）は廃止する。
4. この要領の施行に伴い、静岡県環境森林部建設工事成績優良者選定要領（試行）（平成18年8月3日）は廃止する。
5. この要領の施行に伴い、静岡県環境森林部建設工事成績優良者等入札要領

イ 県内に主たる営業所を置いていること。

ウ 過去3カ年度に完成した交通基盤部が所管する土木一式工事で、請負金額が500万円以上の工事（以下、「選定対象工事」という。）が2件以上あり、かつ、その中に工事成績評価が64点以下となる工事实績がないこと。

エ 選定対象工事の工事成績評価が優秀であること。

(2) 当該年度及び過去2カ年度に交通基盤部の優良建設工事等の表彰実績があり、次の基準を満たす者。

ア 土木一式工事の県ランクがA、B又はC等級であること。

イ 県内に主たる営業所を置いていること。

ウ 表彰実績が土木一式工事であること。

エ 選定対象工事において、工事成績評価が64点以下となる工事实績がないこと。

(選定及び発表)

第4条 選定基準に基づき選出された交通基盤部建設工事成績優良者は、交通基盤部長から関係する出先機関の長に通知するとともに、県ホームページに掲載するものとする。

附 則

1. この要領は、平成20年5月9日から施行する。
2. この要領の施行に伴い、静岡県農業水産部建設工事成績優良者選定要領（試行）（平成18年8月3日）は廃止する。
3. この要領の施行に伴い、静岡県農業水産部建設工事成績優良者等入札要領（試行）（平成18年8月3日）は廃止する。
4. この要領の施行に伴い、静岡県環境森林部建設工事成績優良者選定要領（試行）（平成18年8月3日）は廃止する。
5. この要領の施行に伴い、静岡県環境森林部建設工事成績優良者等入札要領

(試行)(平成 1 8 年 8 月 3 日) は廃止する。

附 則

この改正は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

領 (試行)(平成 1 8 年 8 月 3 日) は廃止する。

附 則

この改正は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 2 6 年 月 日から施行する。

静岡県交通基盤部建設工事成績優良者等入札試行要領の運用

1 第2条（対象工事）関係

- (1) 原則、設計金額が2,000万円以上の土木一式工事を対象とする。
- (2) 実施件数は、各発注機関の規模に応じて、各年度2件から5件程度とする。
- (3) (2)によらない場合は、各発注機関と建設技術監理センターと協議して定める。

2 第3条（入札に参加する者に必要な資格）関係

- (1) 交通基盤部建設工事成績優良者の選定基準において、工事選定対象工事の工事成績評定の小数点以下を切り捨てた平均値が80点以上である者を優秀とする。
- (2) 優良建設工事等の表彰実績とは、優良工事、優良技術者、安全工事、地域貢献等の部門を含む。また、部長表彰及び各出先事務所（局）長表彰の区分を含む。また、表彰を受けた技術者が配置予定技術者とならない場合（退職を含む。）においても参加を認める。

3 第5条（入札方式等）関係

入札参加想定業者数は、制限付き一般競争入札の例を基本とするが、管内等の対象業者数の状況によっては、減ずることができる。

附 則

この運用は、平成20年5月9日から施行する。

附 則

この改正は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成26年5月1日から施行する。

新旧対照表

旧運用	新運用
<p style="text-align: center;">静岡県交通基盤部建設工事成績優良者等入札試行要領の運用</p> <p>1 第2条（対象工事）関係 (1)原則、設計金額が2,000万円以上の土木一式工事を対象とする。 (2)試行件数は、各発注機関において、各年度2件程度までとする。</p> <p>2 第3条（入札に参加する者に必要な資格）関係 (1)交通基盤部建設工事成績優良者の選定基準において、工事選定対象工事の工事成績評定の小数点以下を切捨てた平均値が80点以上である者を優秀とする。 (2)優良建設工事等の表彰実績とは、優良工事、優良技術者、安全工事、地域貢献等の部門を含む。また、部長表彰及び各出先事務所（局）長表彰の区分を含む。また、表彰を受けた技術者が配置予定技術者とならない場合（退職を含む。）においても参加を認める。</p> <p>附 則 この運用は、平成20年5月9日から施行する。</p> <p>附 則 この改正は、平成21年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この改正は、平成22年4月1日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">静岡県交通基盤部建設工事成績優良者等入札試行要領の運用</p> <p>1 第2条（対象工事）関係 (1)原則、設計金額が2,000万円以上の土木一式工事を対象とする。 (2)試行件数は、各発注機関の規模に応じて、各年度2件から5件程度とする。 <u>(3)(2)によらない場合は、各発注機関と建設技術監理センターと協議して定める。</u></p> <p>2 第3条（入札に参加する者に必要な資格）関係 (1)交通基盤部建設工事成績優良者の選定基準において、工事選定対象工事の工事成績評定の小数点以下を切り捨てた平均値が80点以上である者を優秀とする。 (2)優良建設工事等の表彰実績とは、優良工事、優良技術者、安全工事、地域貢献等の部門を含む。また、部長表彰及び各出先事務所（局）長表彰の区分を含む。また、表彰を受けた技術者が配置予定技術者とならない場合（退職を含む。）においても参加を認める。</p> <p>附 則 この運用は、平成20年5月9日から施行する。</p> <p>附 則 この改正は、平成21年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この改正は、平成22年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 <u>この改正は、平成26年5月1日から施行する。</u></p>